

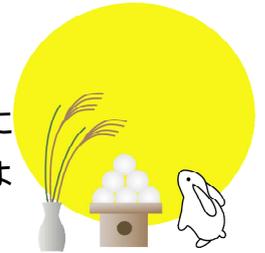
ハイライト:

- ・平成23年度税制改正で成立した主な事項(個人所得関係)を解説します。
- ・医療費負担が軽減される制度があります。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
平成23年度税制改正 に関して	1 2
医療費が高額な場合 はご確認ください	2

朝晩と涼しくなり、少しづつ秋の気配が感じられるようになり、日中は蝉の声が響き、まだまだ暑い日が続くようですので、体調管理にお気をつけください。

第47号では、平成23年度税制改正で成立した内容等を取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

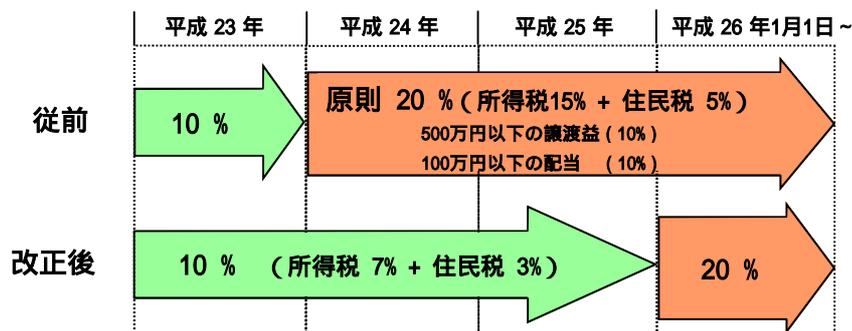
中村 元彦(東京事務所)
中村友理香(埼玉事務所)

平成23年度税制改正に関して

6月30日に「現下厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布・施行されました。これは平成23年税制改正案のうち一部を抽出して新たな法律としたものです。その中から成立した主な事項を解説いたします。

上場株式等の配当・譲渡所得等の軽減税率の延長(^^)

上場株式等の配当所得・譲渡所得等に対する軽減税率10%(所得税7%+住民税3%)が継続されます。適用期限が平成25年12月31日まで延長されました。本則税率20%になるのは、平成26年1月からです。配当の軽減の対象とならない大口株主の保有割合は、100分の3(現行100分の5)以上に引き下げられました。



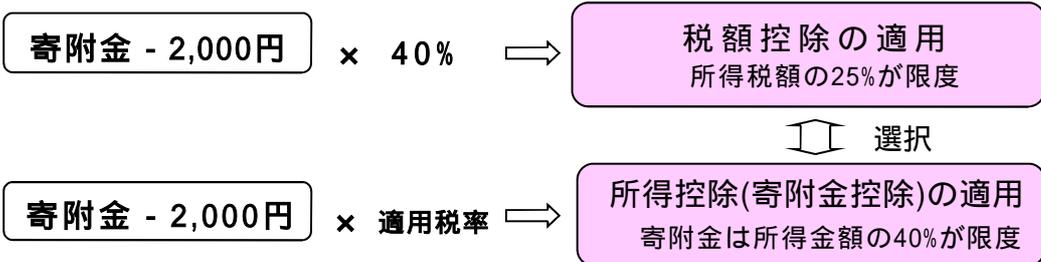
認定NPO法人等への寄附に税額控除制度が導入されます(^^)

個人が、各年において支出した認定NPO法人及び公益社団法人・財団法人等(1)に対する寄附金(2)について、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、その超える金額の40%相当額(3)(所得税額の25%相当額が上限)をその年分の所得税額から控除する制度が導入されました。所得控除との選択適用となります。(平成23年分以後の所得税から適用されます。)

(1) 税額控除対象法人である公益社団法人・公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、更正保護法人

(2) 総所得金額の40%相当額が限度となります。

(3) 寄附先の法人が都道府県および市区町村の条例で指定を受けていれば、住民税と併せて最大50%の税額控除となります。



個人の方が義援金を支出した場合の税務上の取扱いについては、2011年6月発行のたっくすニュースフラッシュ 夏号 第46号(個人様向け)に解説しています。合わせてご覧ください。

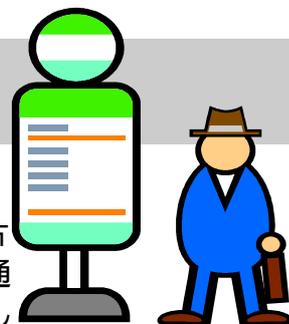
年金所得者の申告手続きの簡素化(^_^)

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、その年金以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告書の提出が不要になりました。(平成23年分以後の所得税から適用されます。)

(注)確定申告書の提出を要しない場合であっても、住民税の申告は必要です。

公的年金に係る源泉徴収税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦(寡婦)控除が追加されました。(平成25年1月1日以後に支払われる公的年金等から適用されます。)

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



通勤手当の非課税限度額の改正

自動車等で通勤している人の通勤手当が非課税となる1ヶ月当たりの限度額は、片道の通勤距離に応じて金額が定められています。現行は、片道15Km以上の場合、通勤距離に応じた1ヶ月当たりの一定金額(距離比例額)と交通用具(電車など)を利用した時との運賃相当額を比較し、いずれが多い金額までは課税されないことになっています(月額10万円が限度)。今回の改正では、上記の特例方式は廃止され、通勤時に自動車等を常用し、かつ通勤距離が片道15Km以上の通勤者は、距離比例額が通勤手当の非課税限度額となります(平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当から適用されます)。

(例) 通勤距離 片道50km (距離比例額 24,500円)、運賃相当額 32,000円、通勤手当 35,000円 の場合

	【従前】	【改正後】
通勤手当の額	35,000円	35,000円
運賃相当額	32,000円	32,000円
距離比例額	24,500円	24,500円
課税対象	3,000円	10,500円
非課税	運賃相当額 32,000円まで	距離比例額 24,500円まで

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)
 港区南青山 2-2-15-1121
 電話 03-3746-1750
 (埼玉事務所)
 さいたま市浦和区岸町7-1-4
 細田屋ビル
 電話 048-816-6180
 Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

医療費が高額な場合はご確認ください。 ~ 協会けんぽ ~

医療費負担が軽減される制度があります。

病気やケガで入院した場合は、協会けんぽへ事前に『限度額適用認定証』を申請し、入院時の医療機関窓口で提示すると医療費負担が軽減されます。外来時等に高額な医療費を負担をした時は、『高額療養費』の申請を行うと医療費の一部が戻ってきます。該当される時には是非ご利用ください。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせ下さい。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。